

議案第6号 資料

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について

1 概要

市立図書館では、令和5年10月1日から予定している次期図書館システムの稼働に伴い、図書館ホームページでの蔵書検索機能の改善及び、かわさき市立図書館アプリの導入等を行うことを検討してきた。

今回、非接触ICカード技術方式FeliCa（以下「FeliCa」という。）対応の交通系ICカードや、かわさき市立図書館アプリをインストールした個人のスマートフォンを、貸出カードとして利用することができるようにするため、川崎市立図書館規則（平成2年川崎市教育委員会規則第15号）の一部改正を行う。

2 図書館規則改正に関わる事項について

これまで、プラスチックの貸出カードで図書資料の貸出・返却等を行っていたが、次期図書館システムでは、FeliCa対応の交通系ICカードや、かわさき市立図書館アプリで表示できるバーコードを貸出カードとして利用できるようになる。上記の機能追加に伴い、プラスチックの貸出カードが図書館サービス利用の前提となっていた川崎市立図書館規則第8条及び第9条を改正することとした。

（参考）次期図書館システムについて

次期図書館システムは、蔵書検索機能の改善、図書館ホームページ上の音声読み上げ機能の追加、資料検索時における図書資料の表紙の表示、かわさき市立図書館アプリの導入など、利用者の利便性向上に向けた各種機能を追加する。中でもかわさき市立図書館アプリは、貸出カードの機能に加え、図書資料の検索や予約、予約確認等のプッシュ通知機能、読書記録機能等の搭載を予定している。

【図書館アプリ画面イメージ】



ホーム画面



予約・検索画面



プッシュ通知画面



読書記録画面

【読み取り機イメージ】



バーコード
読み取り機

ICカード
読み取り機